

報道関係者 各位

令和7年5月1日（木）

【照会先】

労働基準部 健康課

健康課長 藻谷 岳志

主任衛生専門官 村田 昌彦

電話 052(972)0256

就業中の熱中症撲滅に向け愛知労働局長自らがパトロールを実施

愛知労働局（局長 ^{こばやし ようこ} 小林 洋子）は、令和6年の愛知県内における熱中症による休業4日以上^{（休業4日以上）}の死傷労働者数が88人（対前年比28人増）となったこと、また、令和7年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義務化となることを受け、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれず、熱中症が増加し始める5月から集中的な取組を実施します。

具体的には、労働災害防止団体、県内の中堅以上の建設業に対して要請を行うほか、建設業に対する集中的な監督指導等を実施します。

これに先立ち、愛知労働局長が自らパトロールを実施し、その現場を公開します。

1 日 時

令和7年5月21日（水）午前9時30分から午前11時00分まで

2 パトロール対象現場

鹿島建設株式会社 中部支店（仮称）S2計画新築工事

〔集合場所：施工現場 名古屋市中区新栄町二丁目1番他（別紙「案内図」参照）〕

3 実施内容

熱中症予防対策の確認

（ア）暑さ対策設備の設置状況

（イ）休憩場所の整備状況

（ウ）暑熱順化のための作業者の管理状況 など

4 取材に当たっての注意事項

パトロールは、通常の業務時間中に行いますので、取材・撮影箇所にご遠慮いただき事業場担当者の指示に従い、取材・撮影禁止区域での撮影等はご遠慮いただきますようお願いします。

なお、準備のためご面倒ですが、取材いただける場合は、5月8日(木) 15時までに、別添「取材連絡票」の項目 ～ をメール等により愛知労働局健康課まで連絡をお願いします。

また、当日は、午前9時25分までに現場にお越しください。

愛知労働局長 建設工事現場 熱中症パトロール取材要領

1 日時と集合場所等

- (1) 日 時 令和 7 年 5 月 21 日 (水)
午前 9 時 30 分から 11 時 00 分 (パトロールは 10 時 50 分で終了)
悪天候による中止の場合、当日の 8 時 30 分以降に愛知労働局から連絡させていただきます。
- (2) 集合時間・集合場所
午前 9 時 25 分
工事事務所 地下鉄栄駅 12 番出口からすぐ (別紙 2 をご参照ください。)
- (3) 工事事務所や現場敷地内に駐車場はありません。

2 パトロール取材の具体的な行程

- (1) 9 時 15 分 ~ 取材受付開始 (9 時 25 分受付終了)
9 時 30 分 ~ 取材留意点の説明
保護帽(ヘルメット)を持参されなかった方には、保護帽の貸出し(無償)を行います。
- (2) 10 時 00 分
公開開始
工事現場 3 階フロアの朝礼場において、愛知労働局長による激励あいさつ。
- (3) 10 時 05 分
工事現場のパトロールを開始。(パトロールは 10 時 50 分まで)
鹿島建設株式会社中部支店による工事概要及び熱中症対策の取組みを説明。
パトロール終了後、愛知労働局及び鹿島建設株式会社の職員が質問に対応させていただきます。
- (4) 11 時 00 分
取材対応を終了
安全確保の観点から、退場の確認をさせていただきます。

3 取材に当たっての注意事項

- (1) 上着は長袖とし、靴は安全靴または運動靴等の歩きやすい靴としてください。
ハイヒールやサンダルなどの履物は安全確保の観点からご遠慮ください。
- (2) 保護帽(ヘルメット)の持参をお願いします。
当日取材受付の際に貸出し(無償)しますので、取材中は着用をお願いします。
- (3) 取材には愛知労働局と鹿島建設株式会社の担当者が同行(以下「同行担当者」という。)し、ご質問等に対応させていただきます。
安全確保の観点から先導させていただきますのでご協力をお願いします。
- (4) 写真撮影等は同行担当者の確認を受けてから撮影してください。

4 取材希望連絡について

現場の受入体制調整等のため、**5 月 8 日(木) 15 時まで**に、別紙 1「取材連絡票」の項目 から までについて、メール等により連絡をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせ下さい。

担当：愛知労働局 労働基準 健康課 主任労働衛生専門官 村田

電話番号 052-972-0256

(別紙 1)

愛知労働局長 建設工事現場 熱中症パトロール 取材連絡票

連絡・報告先 〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1



愛知労働局 労働基準部 健康課

メール：kenkouka-aichikyoku@mhlw.go.jp

F A X : 052-972-8574

担当：主任労働衛生専門官 村田

報道機関名

取材にこられる人数 _____ 人

保護帽（ヘルメット）の貸し出し希望の有無

有（個数） _____ 個、 _____ 無

そのほか、連絡事項、要望事項

ご担当者ご芳名及び連絡先

ご 芳 名

連絡先電話番号

(全体工事概要)

工 事 名	(仮称) S2 計画新築工事
工 事 場 所	名古屋市中区新栄町 2 丁目 1 番他
発 注 者	第一生命保険株式会社、鹿島建設株式会社、ノリタケ株式会社
工事施工者	鹿島建設株式会社 中部支店
工 事 期 間	令和 5 年 6 月 26 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日 (予定)
工 事 内 容	オフィス・店舗大規模複合施設 地上 19 階、塔屋 3 階、地下 1 階



報道機関の入口は
No2 ゲートです

熱中症撲滅に向け、パトロールを実施

労働安全衛生規則が
罰則付きで改正へ!!

令和7年6月1日から
熱中症対策が義務化されます!!

熱中症
を防ごう!

愛知労働局



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

2025年5月1日～9月30日（4月：準備期間 / 7月：重点取組期間）

5月21日に新栄町二丁目の **建設工事現場** を
小林局長 が **パトロール** します!!
パトロールの様子を取材いただけますので

ぜひご参加ください!!

- 日時：令和7年5月21日（水）9時30分（予定）
- 場所：名古屋市中区新栄町二丁目1番他
- 詳細は次ページをご参照願います。

愛知労働局長 熱中症防止パトロール ご取材（撮影）ポイント 工事名称：S2計画新築工事



精度高い顔解析AI

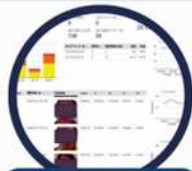
外部環境×生体データで
個人ごとに高精度判定を
AIカメラが実行

数千枚 顔パターン×当日環境で個人危険度を4段階表示



簡単設置×運営

タブレット起動し設置する
だけでOK
判定撮影は最大3秒



一元管理

取得情報は一元集約
いつでもどこでも管理画面
でチェック



早い＆分かり易い

「熱中症リスクAI判定カメラ」により
個人のリスク状況が確認できるシステム
を導入しています。

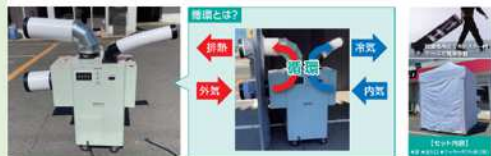
効率よく冷やしたい! 冷たい空間を作りたい! 冷やし足りない!!!



- 屋内、屋外問わず、建築土木現場や工場イベント等様々な用途に。
- テントを建設現場向けに丈夫な造りへと改良しました。
- 組立簡単工具不要!
- 循環型クーラーを使用しテント内を効率よく冷やします。

1.5馬力クーラー・テントについて

既存のスポットクーラーは換気させていないため、猛暑の際には冷房能力に期待が出来ません。
今回開発した「1.5馬力クーラー」は、冷えた室内空気を吸込み循環させているため、
さらに冷えた空気を吐出し、室内空間を冷やすことが可能です。



冷却ハウス『どこでも休憩所』
をいつでも利用できる取組みを
行っています。



給水所にORSタブレットを溶かした経口補水液、
ポカリスエットを水分補給として設置。



作業開始前等に「ORS給水ステーション」で飲水しています。

作業安全モニタリングシステム

作業者の安全を遠隔から見守る

ヘルメットに装着可能なセンサデバイスを用い、
作業中の安全を“見える化”
作業者の健康・安全管理を支援するソリューション

※屋上作業時のみ使用

- ひとつのセンサデバイスで
 - 暑さによる体調不良リスクや倒れを検知して通知
 - 自身の判断で通報を行う“緊急通報機能”
 - 作業者の位置把握
 - ヒヤリハットマッピング機能

熱ストレス検知



ヘルメットに装着したセンサー『作業安全モニタリングシステム』を導入し、遠隔検知することで重症化防止対策を推進しています。

熱中症を防ごう！

愛知労働局



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

2025 年 5 月 1 日～9 月 30 日（4 月：準備期間 / 7 月：重点取組期間）

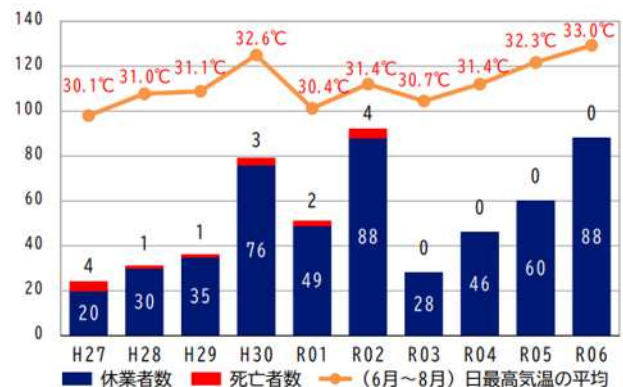
- 毎年、梅雨明けの時期になると日差しが急に強くなり、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれずに、全国的に熱中症が発生しています。令和 6 年、愛知県内で発生した就業中の熱中症は、88 人（休業 4 日以上）となりました。
- 熱中症の発生は W B G T（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

愛知県内における熱中症発生状況【休業 4 日以上】の死傷災害】

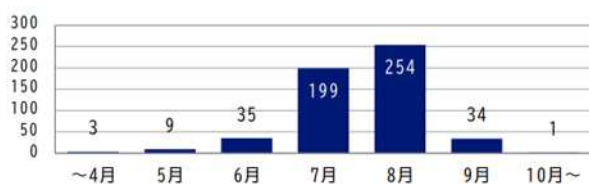
年別発生件数

発生年	休業者数	死亡者数	合計
平成 27 年	20	4	24
平成 28 年	30	1	31
平成 29 年	35	1	36
平成 30 年	76	3	79
令和元年	49	2	51
令和 2 年	88	4	92
令和 3 年	28	0	28
令和 4 年	46	0	46
令和 5 年	60	0	60
令和 6 年	88	0	88
合計	520	15	535

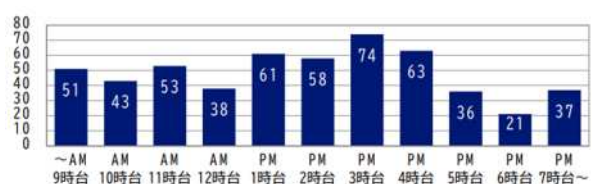
気温と熱中症発生状況の関係



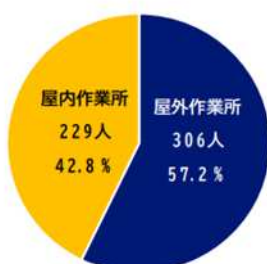
月別発生状況（過去 10 年分）



時間帯別発生状況（過去 10 年分）



作業場所別発生状況（過去 10 年分）



- 愛知では毎年、数十名の方が休業 4 日以上となる熱中症を発症しています。近年死亡例が発生していないのは、「早期の医療機関受診」が浸透し、軽症のうちに治療できるケースが増加したなどが考えられます。
- 熱中症の発生は毎年 5 月頃、かなり早い時期から始まります。最多となる 7 月～8 月を迎える前に、早期に予防対策に取り組むことが重要です。
- 熱中症は、午後 3 時から 4 時台をピークに、全ての時間帯で発生しています。発生場所も屋外に限らず、屋内の割合もかなり高くなっています。

1 熱中症とは

「熱中症」とは、**高温多湿な環境**下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。

従来、症状によって、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病などに分類してきましたが、現在では、一連の症状を総称して「熱中症」と呼ぶようになりました。

これらの症状は、対応の仕方や被災者側の体調によって刻々と変化しますので、**症状分類にとらわれずに「熱中症」ととらえることが大切です。**

熱中症の症状と重症度分類

重症度	症 状	手 当
度	● 顔面蒼白 ● 脱水 ● 吐き気 ● めまい、立ちくらみ ● 急性の筋肉痛、こむら返り	119 番 応急手当 ✓ 冷所で安静 ✓ 身体を冷やす ✓ 水分と塩分の補給 ✓ 見守り
度	● 口の渇き ● めまい ● 頭痛 ● イライラする ● 倦怠感	* 医療機関での診察が必要
度	● 意識がない ● けいれん発作 ● 身体が熱い	* 入院治療が必要

(働く人の今すぐ使える熱中症ガイドより)

2 熱中症の見分け方

あれっ、何かおかしい	これも初期症状	あの人、ちょっとヘン
手足がつる	なんとなく体調が悪い	イライラしている
立ちくらみ・めまい	すぐに疲れる	フラフラしている
吐き気		呼びかけに反応しない
汗が止まらない/汗がでない		ボーっとしている

- 熱中症が疑われる症状が見られたら、すぐに作業を中止して、119 番してください。
専門知識がないと熱中症が判断できないからです。
救急隊員なら応急措置ができます。病院に行けば、救急医が診察してくれるので安心です。

直ちに作業中止

119 番

脱水症状を見つけるポイント

- 熱中症の裏には脱水症状（水分・塩分などの電解質の不足）が隠れています。
- **大量の発汗、目がしみるような塩分の濃い汗**が出始めたら要注意！！

原因不明の発熱

急激な体重減少（7日以内に4%を超える体重減少）

尿が濃くなる

わきの下が乾燥する

舌が乾燥する

手の甲の皮膚をつまみ上げると直ぐに戻らない（3秒以上戻らない）

親指の爪を押さえて離すと、赤みが直ぐに戻らない（3秒以上戻らない）

末端の血行が悪くなり、手足が冷たくなる（血液が重要な臓器に集まるため）

3 熱中症の応急手当

救急車到着まで



作業服を
脱がせ

水をかけ 全身を急速冷却

救急車到着までの
応 急 手 当 が
運命を左右する



作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却する

- 救急車が到着するまでの応急手当が運命を左右します。
- 熱中症になると、迅速かつ適切な救急救命措置を行っても命を救えないことがあります。
- 着衣を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却してください。

山折り

熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番



救急車到着まで



作業服を
脱がせ

水をかけ 全身を急速冷却

前日のチェック

- ☒ 仕事前日の飲酒は控えめに
- ☒ ぐっすり眠る
- ☒ 熱中症警戒アラート確認

仕事前のチェック

- ☒ よく眠れたか
- ☒ 食事をしたか
- ☒ 体調は良いか
- ☒ 二日酔いしていないか
- ☒ 熱中症警戒アラート確認

仕事中のチェック

- ☒ 単独作業を避け、声をかけ合う
- ☒ 監督者は現場パトロール
- ☒ 水分・塩分の補給
- ☒ こまめに休憩



詳しくはコチラ



- WBGT 値（湿球黒球温度：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標で、「暑さ指数」とも呼ばれます。単位は気温と同じ摂氏度（℃）ですが、その値は気温とは異なります。
- WBGT 値（暑さ指数）は、湿度、日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の暑熱環境、気温の 3 つを取り入れており、次の式で算出されます。

[1] 屋内及び屋外で太陽照射のない場合 $WBGT \text{ 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

[2] 屋外で太陽照射のある場合 $WBGT \text{ 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

- **WBGT 値（暑さ指数）が下表の基準値を超え、又は超える恐れのある場合には、次ページ以降の対策を徹底しましょう。**
- **身体作業強度等に応じた WBGT 基準値**（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より）

区 分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値（℃）	
		暑熱順化者	暑熱非順化者
0 安静	● 安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	● 軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ● 手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け） ● 腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作） ● 立位でドリル作業（小さい部品） ● フライス盤（小さい部品） ● コイル巻き ● 小さい電機子巻き ● 小さい力で駆動する機械 ● 2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き	30	29
2 中程度代謝率	● 継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土] ● 腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両） ● 腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫） ● 軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする ● 2.5 km/h ~ 5.5 km/h での平たんな場所での歩き ● 鍛造	28	26
3 高代謝率	● 強度の腕及び胴体の作業 ● 重量物の運搬 ● ショベル作業 ● ハンマー作業 ● のこぎり作業 ● 硬い木へのかんな掛け又はのみ作業 ● 草刈り ● 掘る ● 5.5 km/h ~ 7 km/h での平たんな場所での歩き ● 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする ● 鋳物を削る ● コンクリートブロックを積む	26	23
4 極高代謝率	● 最大速度の速さでのとても激しい活動 ● おの（斧）を振るう ● 激しくシャベルを使ったり掘ったりする ● 階段を昇る ● 平たんな場所では走る ● 7 km/h 以上で平たんな場所を歩く	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学 - WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 - 暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3（参考）休憩時間の目安

暑熱順化した作業者において、WBGT 基準値 ~ 1 程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2 程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3 程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

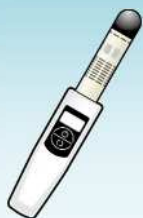
（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。



熱中症 を防ごう！

事業者が取り組むべき事項

1 WBGT値の把握と評価



- 作業現場に WBGT 値（暑さ指数）指数計 を備え、現場の状況を把握しましょう。（ JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを使用しましょう。）
また WBGT 値と 4 ページの基準値を基に評価、管理を行いましょう。
- WBGT 値は作業場所によって大きく変動することがありますので、場所ごとに把握しましょう。
- 例年 5～10 月まで「環境省熱中症予防情報サイト」で、WBGT 値の予報値・実況値の情報提供を行っています。屋外作業で指数計が用意できない場合には参考にしましょう。



2 WBGT値の低減等



- 簡易な屋根、通風・冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などを設置し、WBGT 値を低減するよう検討しましょう。
- ミストシャワー等の散水設備を設置する場合は、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意しましょう。
- 既に設置している冷房設備等の機能を点検しましょう。

3 作業時間の短縮・休憩等



- WBGT 基準値を大幅に超える場合には、原則、作業を行わないようにしましょう。
- 管理者が指示し、下記の時間を目安に、定期的に休憩を取らせましょう。

休憩時間の目安	WBGT 基準値からの超過			
	1 程度超過	2 程度超過	3 程度超過	それ以上
1 時間あたりの休憩時間	15 分以上	30 分以上	45 分以上	作業中止が望ましい

* 暑熱順化した作業員については表を目安に休憩を取れるようにし、暑熱順化していない作業員は、より長い時間の休憩を取れるよう配慮しましょう。

（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より）

4 休憩場所の整備等



- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しましょう。
- 休憩場所は、横になることのできる広さにしましょう。
- 休憩場所には、次のものを備えましょう。

身体を冷すことのできる物品・設備	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等 10～15 の冷水を張ったバケツなど、手のひらや前腕部を冷却できる用具も効果的です
水分・塩分補給のための物品・設備	飲料水、スポーツドリンク、塩飴、経口補水液等

5 暑熱順化



- 作業員の暑熱順化（熱に慣れ、環境に適応していること）の有無は、熱中症の発生リスクに大きく影響します。計画的な暑熱順化プログラムを組みましょう。
- 7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くするよう計画しましょう。
- 特に新規採用者等に対して他の作業員と同様の暑熱作業を行わせないように計画しましょう。
- 夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると、4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意しましょう。

6 水分及び塩分摂取のための整備等



- 休憩場所等に、水分・塩分補給のための物品・設備を備え付けましょう。
- 作業開始前から終了後まで、定期的に水分と塩分を補給できるよう配慮しましょう。
- 点検表や巡視により、作業者が確実に摂取しているか確認し、管理しましょう。
- 体内から冷却するプレクーリング（冷水やアイススラリー等の摂取）を検討しましょう。

7 服装等



- 透湿性・通気性の良い服装を準備しましょう。
- 送風機能のある作業服等の着用も検討しましょう。
- 直射日光下での作業は、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備しましょう。

8 健康診断結果に基づく対応等



- 次のような疾病は、熱中症の発生に影響する恐れがあるので、医師等の意見を踏まえて配慮を行いましょう。

糖尿病	高血圧症	心疾患	腎不全
精神・神経関係の疾患		広範囲の皮膚疾患	
感冒等	下痢等		

9 労働衛生教育



- 熱中症対策のためには、管理者と労働者が、それぞれ知識を持つことが重要です。雇入れ時、新規入場時等の機会をとらえて教育をしましょう。

熱中症予防管理者向け

労働者向け（雇入れ時・新規入場時）

事 項	範 囲	時間	範 囲
(1) 熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	30 分	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2) 熱中症の予防方法	・WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例	150 分	・WBGT値の意味 ・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3) 緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	15 分	・緊急時の救急措置
(4) 熱中症の事例	・熱中症の災害事例	15 分	・熱中症の災害事例

（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より）

10 作業場の管理



- 熱中症予防管理者等は、次の業務を行いましょう。
 - WBGT 値（暑さ指数）の低減対策の実施状況を確認する。
 - 各労働者の暑熱順化の状況を確認する。
 - 作業開始前に労働者の体調を確認し、プログラムに沿って暑熱順化を行う。
 - WBGT 値（暑さ指数）の測定結果を確認し、結果に応じて作業の中止や、作業時間の短縮等の判断をする。
 - 職場巡視を行い、労働者の水分等の摂取状況や健康状態を確認する。
 - 労働者に異常があった場合に、病院への搬送や救急隊要請を行う。



熱中症 を防ごう!

作業者が取り組むべき事項

1 日々の健康管理

- 熱中症の予防のためには、日々の健康管理が重要です。次の事項に留意し、健康管理に努めましょう。



夜更かししない

- 夜更かしを避け、睡眠時間を十分に確保しましょう。



朝食をとる

- 朝食は必ずとるようにしましょう。
- 水分及び塩分の補給にもなります。



飲酒は適量に

- 飲酒は適量にし、脱水を防ぐため、就寝前や起床後に少なくともコップ1杯程度の水分をとりましょう。

2 適切な休憩



- 仕事に集中するあまり「終わるまで...」、「一段落つくまで...」と、つい無理をしてしまいがちです。例え作業途中であっても休憩時間には作業を中断し、確実に休憩を取りましょう。
- 管理者から休憩を指示された場合には、**自分の判断で作業を続けず、指示に従いましょう。**
- 休憩の際に 10～15 の水や飲料容器で**手のひらを冷やすと体温を下げるのに効果的です。**(**温度が低すぎると血行が悪くなって逆効果**なので、保冷材等を使用する場合は冷えすぎに注意してください)

3 水分及び塩分の摂取等



- 熱中症の予防のためには、**あらかじめ水分、塩分を摂っておくことが重要です。**喉が渴いてから摂っていては手遅れになる場合があります。
- 1日の作業開始前や休息時等、作業に取りかかる前には、例え喉が渴いている自覚がなくても十分に水分、塩分を補給するようにしましょう。
- 体内から冷却するブレクーリング(冷水やアイススラリー等の摂取)も併せて行うと効果的です。

4 異常を感じたらすぐに申し出る



- 体調の悪さを感じても「少し休めば大丈夫」と、つい無理をした結果、重篤な症状となったケースが非常に多くあります。
- **兆候を感じたらまずは管理者に申し出るようにし、自分だけで「問題ないだろう」と判断することは避けるようにしましょう。**

5 熱中症と災害発生プロセス

- 全ての労働災害は、「災害発生プロセス」を経て発生します。このため労働災害の検証等は、「災害発生プロセス」に沿って行うことが最も論理的です。熱中症の発生を「災害発生プロセス」に沿って検証してみましょう。

危険源	熱中症の「危険源」は、高温多湿な環境です。また、その危険源を作り出す原因は、太陽や、熱を出す機器（例えば溶鉱炉やオープン）等があります。
危険状態	人が「危険源」（高温多湿な環境）にさらされた状態が「危険状態」です。
危険事象	「危険状態」におかれた結果、体調に異常が生じることが「危険事象」です。
回避	「危険事象」に至った人に、適切な応急措置（休憩、体を冷す、水分・塩分補給）や救急搬送を行い、熱中症の「危害」の程度が大きくなりくいよう回避します。
危害	熱中症の「危害」の程度は、応急措置や救急搬送の適否によって大きく変動します。

- 前ページまでに挙げた対策が「災害発生プロセス」のどの位置に作用しているかを考えると、下図のようになります。これらから次のようなことが分かります。
 - 「災害発生プロセス」の上流に働きかける対策のほとんどは、事業者が取り組むべき事項です。作業者にできることは限られています。
 - 様々な対策を講じ、万全のように思えていても、実際には「災害発生プロセス」の一部の箇所にかたよった働きかけをしているに過ぎません。



- 熱中症の防止のためには、対策の効果と残留リスクを意識することが必要です。危なさと同じ向きあいましょう。



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

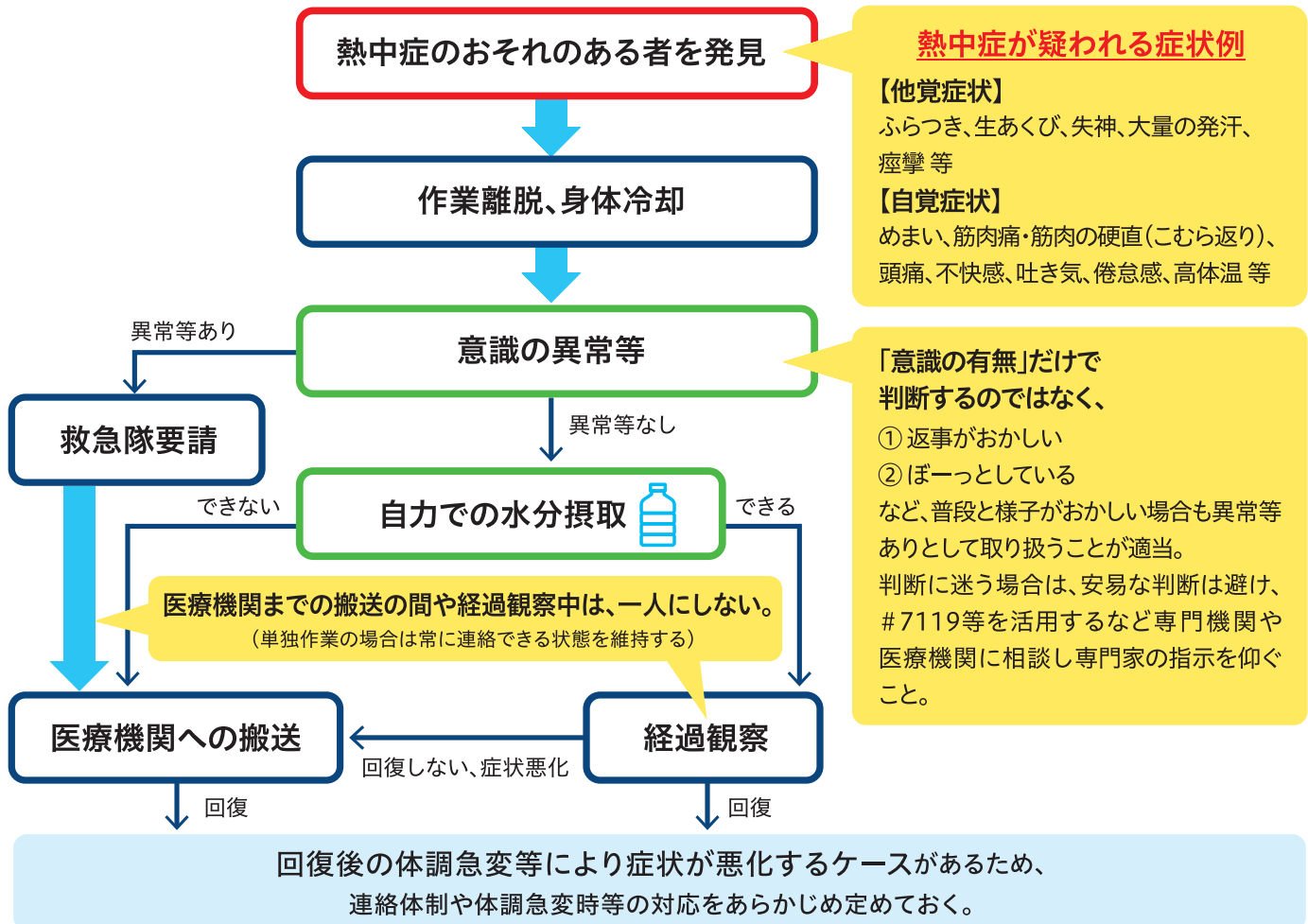
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

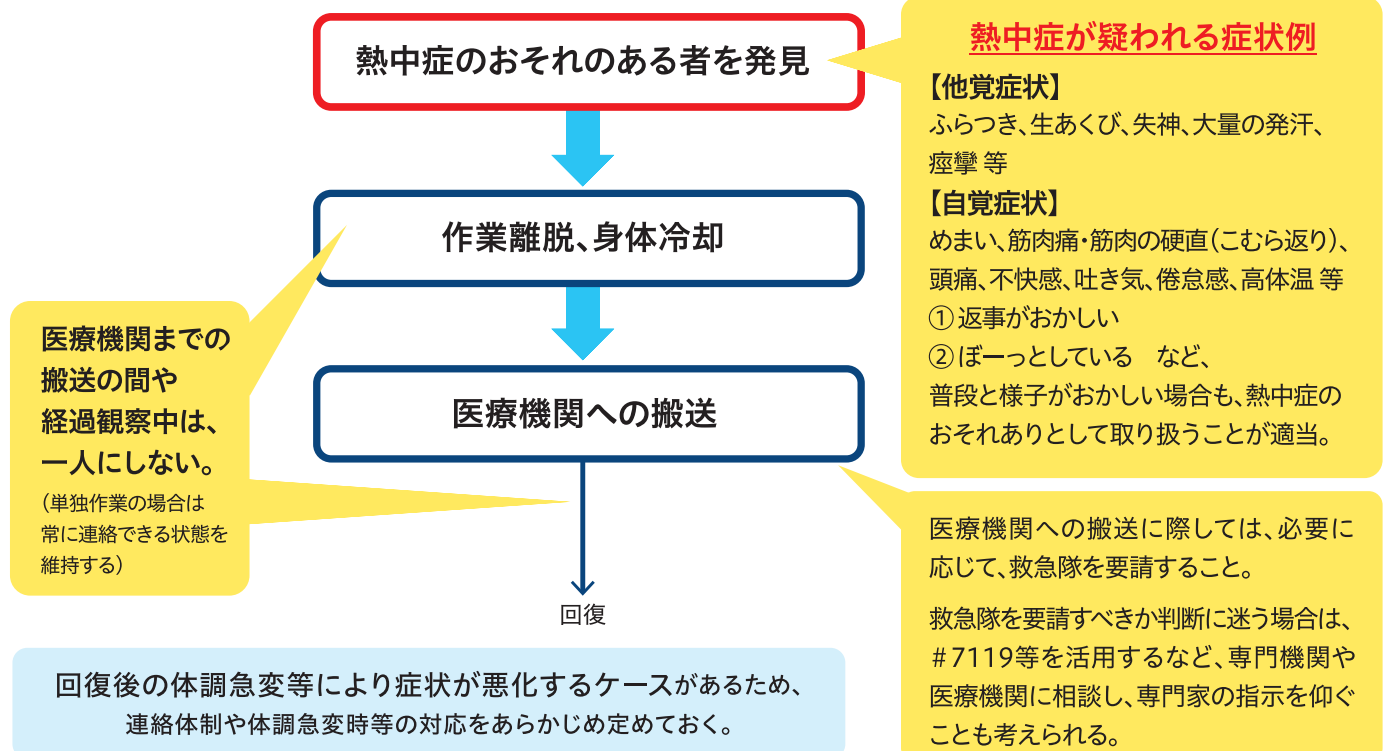
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

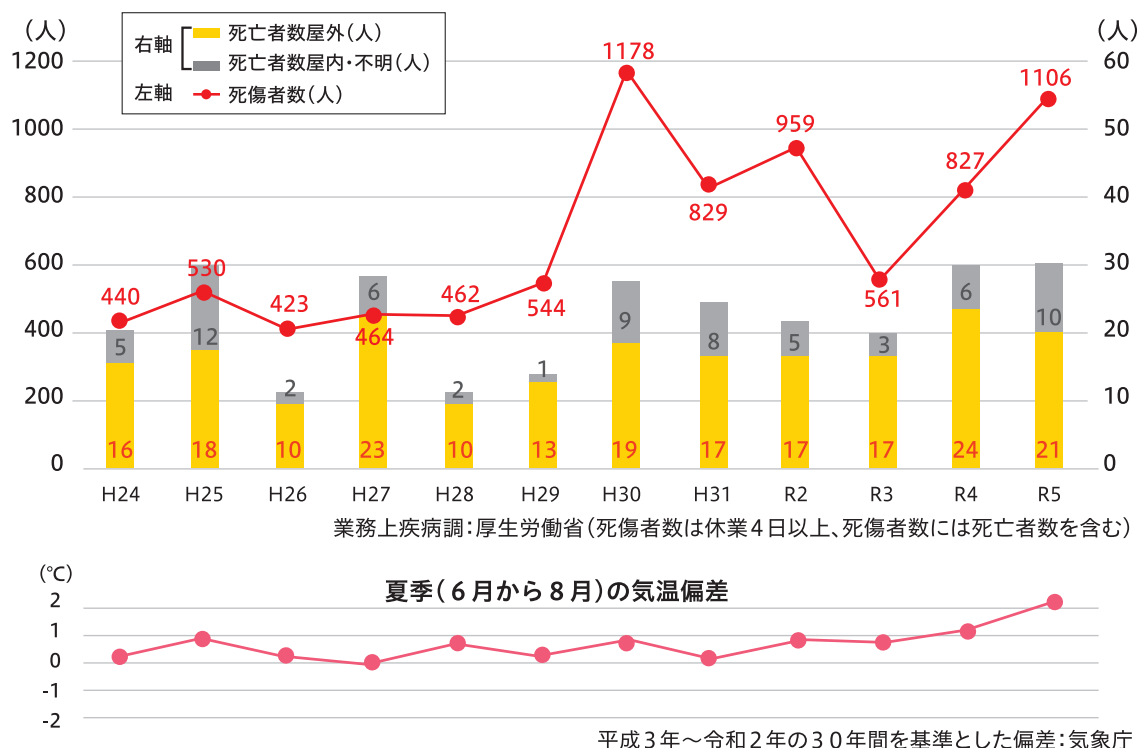


ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

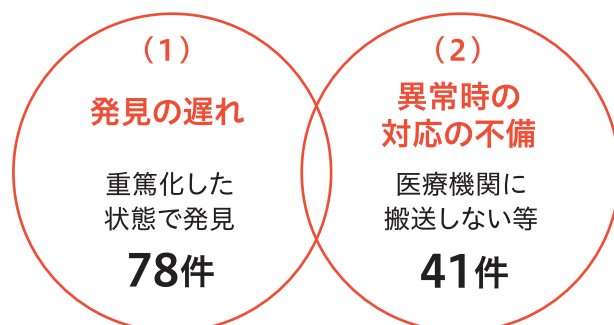
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

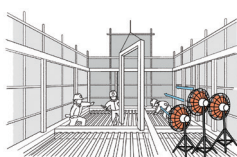
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

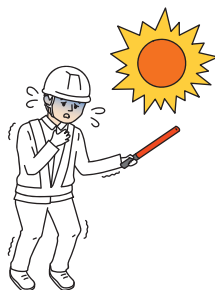


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

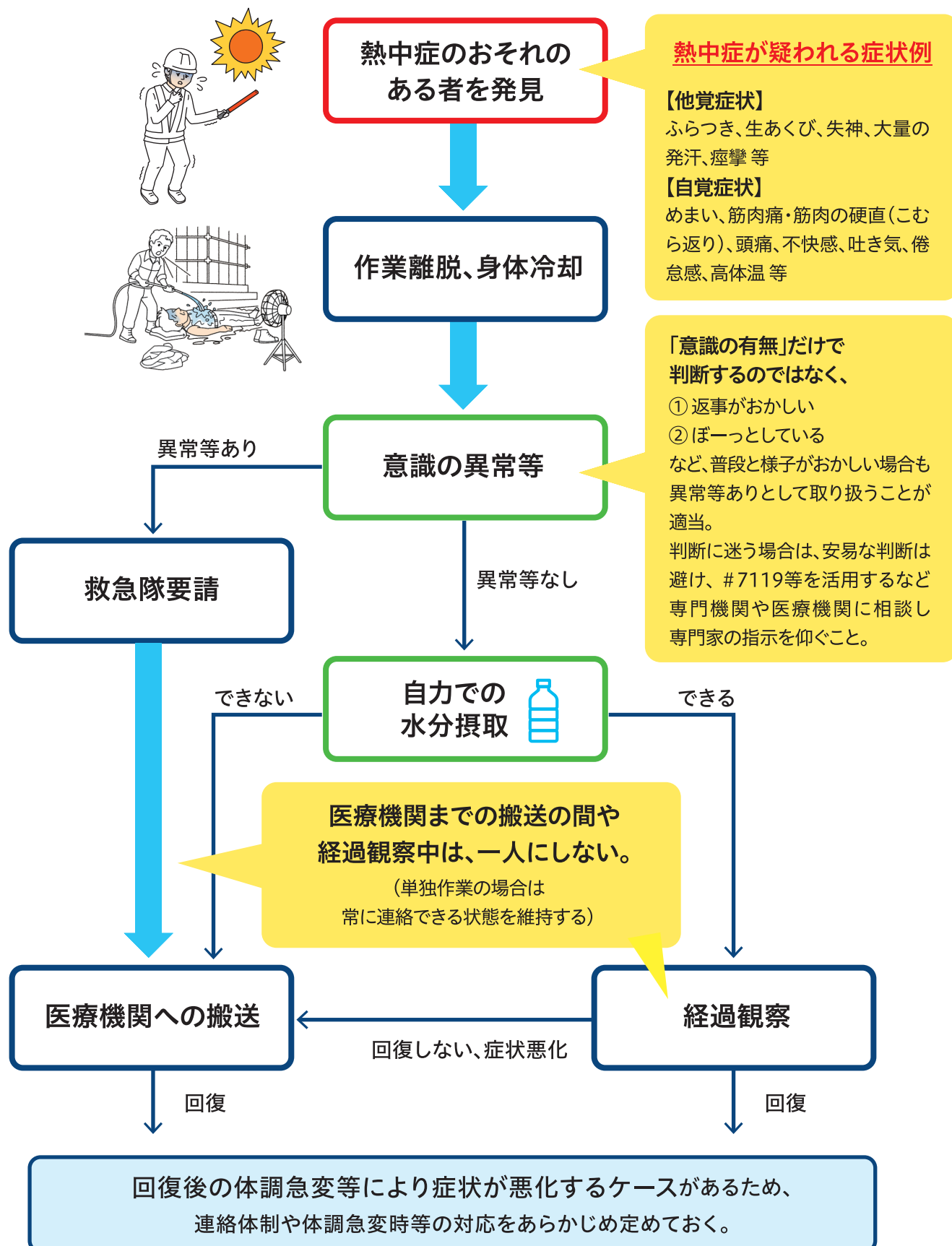
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

あの人、
ちょっとヘン



これも
初期症状

手足がつる

イライラしている

立ちくらみ・めまい

フラフラしている

吐き気

呼びかけに反応しない

汗のかき方がおかしい

すぐに
疲れる

ボーッとしている

汗が止まらない／汗がでない

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】